

## 東淀川区はぐくみネットコーディネーター要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、東淀川区におけるはぐくみネットコーディネーターに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (任務)

第2条 はぐくみネットコーディネーターは、学校・家庭・地域の連携による学校教育の支援と地域の「教育コミュニティ」づくりに関し、大阪市はぐくみネットコーディネーター設置要綱第2条に基づき、次の任務をおこなう。

- (1) 「小学校区教育協議会-はぐくみネット-」事業の企画・運営
- (2) 学校と地域をつなぐ観点で学校教育を支援
- (3) 地域における教育コミュニティづくりの推進
- (4) 学校や地域の情報収集・発信の支援
- (5) その他東淀川区長（以下「区長」という。）が定める事項

### (委嘱予定者の推薦)

第3条 区長は、各小学校区の小学校区教育協議会ーはぐくみネットー事業実施団体の長の推薦に基づき、委嘱予定者をとりまとめ教育委員会に提出する。

### (細則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が定める。

### 附 則

この要綱は平成27年10月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。